

音更町と学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学との 包括連携に関する協定書

音更町（以下「甲」という。）と学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学（以下「乙」という。）は、包括連携に関し、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的に緊密な協力関係を築き、連携を深めることで、活力ある地域社会の形成及び未来を担う人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に連携・協力するものとする。

- (1) まちづくり及び産業の活性化に関すること。
- (2) 教育及び文化の振興に関すること。
- (3) 健康及び福祉の充実に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 地域における課題解決に関すること。
- (6) 地方創生、地域の若者の雇用創出及び人材定着の促進に関すること。
- (7) 地域との交流及び地域イベントへの教職員・学生の参加・支援に関すること。
- (8) 学生募集の支援に関すること。
- (9) 地域コミュニティの活性化及び支援に関すること。
- (10) 施設の相互利用に関すること。
- (11) 生涯学習及び公開講座の推進に関すること。
- (12) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（定期的協議）

第3条 前条に定める連携事項の円滑な実施に向けて、甲及び乙は、連携の具体的内容に関して定期的（年1回以上）に協議を行うものとする。

（実施方法）

第4条 第2条に定める連携事項の具体的な実施に当たっては、必要な協議・検討を行うため、「地域連携連絡会議」（以下「連携連絡会議」という。）を設置する。

2 連携連絡会議の構成員及び詳細については、甲及び乙で協議の上、別に定める。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この協定は、平成28年 8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成30年 4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 河東郡音更町元町2番地

音更町
町長

小野信次



乙 河東郡音更町希望が丘3番地3

学校法人帯広大谷学園
帯広大谷短期大学
学長

田中厚一

